

公的年金の積立方式移行法案

【世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する 法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

- ① 現行の公的年金制度においては、負担と受益に係る世代間の著しい格差が存在
- ② 世代間格差の是正は、公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠
→ 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革を行う必要がある。

1 公的年金制度の改革の基本理念

- ① 被保険者が平均寿命に達した時点において、その負担と受益がおおむね均衡する仕組み
- ② 保険料等の負担に関する各世代の理解・国民の就労形態の多様化等への適応が必要 → 一元的で、かつ、簡素で透明性の高い仕組み

2 公的年金制度の改革の基本方針

◎賦課方式から積立方式への移行→2年以内を目途に措置

- ① 被保険者が支払った保険料及びその運用収入をその者に係る公的年金給付を行うための積立金とする。
- ② 世代別年金被保険者集団（一定の期間ごとにその期間内に出生した者で構成される公的年金制度の被保険者の集団）ごとに、支払われる保険料及びその運用収入の総額と公的年金給付の総額とを均衡させる。
- ③ 全ての国民が加入する単一の制度
- ④ 保険料は、被保険者の所得を基礎とする額に、就労形態等を問わず、世代別年金被保険者集団ごとに一律に定められる保険料率を乗じて得た額とする。
- ⑤ 保険料は、事業主に負担させない（旧制度の事業主負担分を賃金引上げ）。
- ⑥ 積立金の運用は、安全で、かつ、物価の変動に対応できる複数の方法の中から被保険者が選択した方法により行う。
- ⑦ 低所得者については、給付付き税額控除の導入までの間に限り、保険料の減免の措置等を講ずる。